

令和6年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和6年度11月補正予算等関係)

輝く鳥取創造本部

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年11月定例会 議案説明資料目次

輝く鳥取創造本部

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表）	3
		観光戦略課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		10
	4 繰越明許費に関する調書	交通政策課	11
5 債務負担行為に関する調書	観光戦略課	12	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	協働参画課	13
第9号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	交流推進課	15
第11号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 （鳥取県手数料徴収条例の一部改正）	交流推進課	17

議案説明資料総括表

輝く鳥取創造本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
観光戦略課	997,856	30,000	1,027,856				30,000	
合計	6,782,915	30,000	6,812,915				30,000	

説明(主な事業)

<観光戦略課>

- ・(新)「名探偵コナン」鳥取ミステリーツアー実行委員会負担金 30,000 千円
- ・[債務負担行為]「いい旅!とっとり」誘客促進事業 [12,000 千円]
- ・[債務負担行為]とっとりリアル・パピリオン誘客促進事業 [50,000 千円]

令和6年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

観光戦略課 (内線: 7237)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「名探偵コナン」鳥取ミステリーツアー実行委員会負担金	0	30,000	30,000				30,000	
トータルコスト	補正前: 0千円 (0.0人)、補正: 32,348千円 (0.3人)、計: 32,348千円 (0.3人)							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

大阪・関西万博の開催に合わせて、国内外からの観光誘客を図るため、令和7年度に実施予定の謎解き型周遊観光ツアーの経費を負担する。

2 主な事業内容

ミステリーツアー実施運営経費負担金 30,000千円
関係団体(県、市町村、JR、観光団体等)による実行委員会のツアー実施・運営経費に係る地元負担金(60,000千円)を市町村と折半して負担する。
・今後のスケジュール
令和6年度～ 実行委員会設立、企画制作、造作物・広報物等作成等

(実行委員会負担金案の概要)

地元負担		JR西日本負担	計
鳥取県	関係市町		
30,000千円	30,000千円	60,000千円	120,000千円

(参考) ミステリーツアーの概要

参加者は鉄道を利用して来県し、県内の観光地を巡りながら「チェックポイント」5か所を捜査して、犯人や動機、事件の裏に隠された謎を解く体験型ツアー。アニメの世界観で謎解きを楽しみながら、周遊観光も楽しめる企画。

令和6年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

観光戦略課 (内線 : 7271)
(単位 : 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
[債務負担行為]観光情報提供事業	46,550	[債務負担行為] 10,000 0	[債務負担行為] 10,000 46,550				[債務負担行為] 10,000							
トータルコスト	補正前 : 73,938千円 (3.5人) 、補正 : 783千円 (0.1人) 、計 : 74,721千円 (3.6人)													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県の認知度・好感度を向上させ、鳥取県への誘客につなげるため、マスメディアやインターネット広告等を活用した情報発信に取り組む。令和7年度当初からの円滑な情報発信を行うため、パブリシティ業務受託者を令和6年度中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>本県への観光誘客を促進するため、PR会社等を活用して、テレビ番組を中心としたメディア誘致活動を展開する。債務負担行為を設定し、年度当初から切れ目のない情報発信活動に取り組む。</p> <p>(スケジュール)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年12月下旬～令和7年2月下旬</td> <td>業者決定、露出内容調整、契約</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月上旬～</td> <td>テレビ番組招致活動開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月上旬～</td> <td>テレビ番組招致による情報発信</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>鳥取県の豊かな自然、癒し、アクティビティやサイクリングなど観光の魅力や食の魅力を効果的に情報発信する。特に令和7年度は大阪・関西万博を契機とした誘客及び県立美術館などの新スポットを紹介するなど、関西及び中四国エリアを中心に情報発信を行う。</p>									令和6年12月下旬～令和7年2月下旬	業者決定、露出内容調整、契約	令和7年3月上旬～	テレビ番組招致活動開始	令和7年4月上旬～	テレビ番組招致による情報発信
令和6年12月下旬～令和7年2月下旬	業者決定、露出内容調整、契約													
令和7年3月上旬～	テレビ番組招致活動開始													
令和7年4月上旬～	テレビ番組招致による情報発信													

令和6年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

観光戦略課 (内線: 7267)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 「いい旅! とっとり」 誘客促進事業	45,750	0	45,750				[債務負担行為] 12,000	

トータルコスト 補正前: 48,098千円 (0.3人)、補正: 783千円 (0.1人)、計: 48,881千円 (0.4人)

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県での宿泊・周遊を伴う団体観光客等を誘致するため、鳥取県観光連盟のプロモーター(県外本部駐在)等を活用した、バス旅行商品造成に対する支援及び旅行商品造成支援などを行い、本県への誘客を促進する。

※来年4月から6月までの旅行商品造成等にあたり、切れ目なく誘客活動を展開する必要があるため、債務負担行為を設定するもの。

2 主な事業内容

(1) バス旅行商品 (債務負担行為: 8,000千円)

旅行会社が支援条件を満たすバス旅行を催行した場合の経費を支援
※令和7年度は、大阪・関西万博に伴う関西圏域のバス需要の逼迫が懸念されるため、一定期間、支援単価の増額(「泊あり・平日」を30千円→40千円)や県内バス利用(県内まではJR等で移動)への加算などを通じて旅行商品造成を促進する。

区分	対象日	1台当たり補助金額	1事業所当たり補助上限額
宿泊あり (1泊当たり)	(1) 土曜日、祝祭日前日	10千円	2,000千円
	(2) (1)以外の日	40千円※	
宿泊なし	(1) 土・日曜日、祝祭日	5千円	1,000千円
	(2) (1)以外の日	15千円※	

※県内バス利用の場合は、宿泊20千円、日帰り5千円を加算(県外旅行会社のみ)

(2) 旅行商品造成支援 (債務負担行為: 3,000千円)

旅行会社が旅行商品を造成した場合に必要な経費(チラシ・パンフレット印刷代、WEBサイト構築経費等)を支援する。(企画内容や催行実績に応じて段階的に助成金を設定)

- ・ 1商品あたりの上限額: 旅行商品造成及び販促に要した経費の1/2
- ・ 1事業所あたりの上限額: 500千円

(3) 広告宣伝支援 (債務負担行為: 1,000千円)

個人旅行の誘客促進のため、旅行会社が実施する個人向け旅行商品の広告宣伝に対して支援する。

- ・ 1掲載あたり支援額: 1ヶ月以上の公開で100千円、3ヶ月以上の公開で200千円
- ・ 1事業所あたりの上限額: 500千円

令和6年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

観光戦略課 (内線: 7270)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]とっとりリアル・パビリオン誘客促進事業	26,500	[債務負担行為] 50,000 0	[債務負担行為] 50,000 26,500				[債務負担行為] 50,000	
トータルコスト	補正前: 27,283千円 (0.1人)、補正: 783千円 (0.1人)、計: 28,066千円 (0.2人)							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
大阪・関西万博を契機に、鳥取県の魅力を多くの方に知ってもらうため、国内外への情報発信及び旅行会社等と連携した「とっとりリアル・パビリオン」への誘客促進、県内全域への周遊を図っていく。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
内容								予算額
<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の旅行会社と連携した誘客促進の取組 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社と連携した旅行商品造成 ・特設ページ作成 など ○県内全域で周遊を楽しんでもらうための企画及び情報発信 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルスタンプラリー ・宿泊者特典 ・SNSキャンペーン など ○民間主導で実施する国内外からの誘客促進を目的としたイベント開催への支援 								50,000
3 その他 (改善点等)								
<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年7月に「とっとりリアル・パビリオン」をオープンし、300を超える観光コンテンツの情報を特設サイトにより整理・発信するとともに、SNSキャンペーン、キャラバン隊によるPR、メディア、SNS、広告等による情報発信を行っている。 ○9月には国内旅行会社の商品造成担当者 (55名) を現地招致し、現地視察・商談会を開催した。 ○引き続き、観光プロモーターによる旅行会社への旅行商品造成の働きかけ、海外インフルエンサー等による取材・情報発信や、関西発インバウンド向け旅行商品造成等を進めていく。 								

令和6年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(輝く鳥取創造本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	7款 商工費									
	補正前	補正額	補正後	3項 観光費						
				補正前	補正額	補正後	1目 観光費			
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後		
1 報 酬	16,390		16,390	16,390		16,390	16,390		16,390	
2 給 料	142,006		142,006	142,006		142,006	142,006		142,006	
3 職員手当等	78,921		78,921	78,921		78,921	78,921		78,921	
4 共 済 費	53,174		53,174	53,174		53,174	53,174		53,174	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 報 償 費	4,565		4,565	4,565		4,565	4,565		4,565	
8 旅 費	21,056		21,056	21,056		21,056	21,056		21,056	
費用弁償	2,953		2,953	2,953		2,953	2,953		2,953	
普通旅費	14,976		14,976	14,976		14,976	14,976		14,976	
特別旅費	3,127		3,127	3,127		3,127	3,127		3,127	
9 交 際 費										
10 需 用 費	22,605		22,605	22,605		22,605	22,605		22,605	
食糧費	3,616		3,616	3,616		3,616	3,616		3,616	
その他の需用費	18,989		18,989	18,989		18,989	18,989		18,989	
11 役 務 費	18,018		18,018	18,018		18,018	18,018		18,018	
12 委 託 料	607,462		607,462	607,462		607,462	607,462		607,462	
13 使用料及び賃借料	36,546		36,546	36,546		36,546	36,546		36,546	
14 工 事 請 負 費	25,391		25,391	25,391		25,391	25,391		25,391	
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費										
18 負担金、補助及び交付金	950,116	30,000	980,116	950,116	30,000	980,116	950,116	30,000	980,116	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	4,482		4,482							
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	1,980,732	30,000	2,010,732	1,976,250	30,000	2,006,250	1,976,250	30,000	2,006,250	
財 源 内 訳	国庫支出金	124,775		124,775	124,775		124,775	124,775		124,775
	地方債									
	その他	5,322		5,322	840		840	840		840
	一般財源	1,850,635	30,000	1,880,635	1,850,635	30,000	1,880,635	1,850,635	30,000	1,880,635

令和6年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(輝く鳥取創造本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	輝く鳥取創造本部合計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	83,635		83,635	
2 給 料	376,124		376,124	
3 職員手当等	203,736		203,736	
4 共 済 費	146,377		146,377	
5 災 害 補 償 費				
6 恩給及び退職年金				
7 報 償 費	17,805		17,805	
8 旅 費	74,630		74,630	
費用弁償	9,943		9,943	
普通旅費	33,225		33,225	
特別旅費	31,462		31,462	
9 交 際 費	100		100	
10 需 用 費	46,413		46,413	
食糧費	8,657		8,657	
その他の需用費	37,756		37,756	
11 役 務 費	38,107		38,107	
12 委 託 料	2,114,822		2,114,822	
13 使用料及び賃借料	83,381		83,381	
14 工 事 請 負 費	299,290		299,290	
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費				
17 備 品 購 入 費	37,466		37,466	
18 負担金、補助及び交付金	3,231,079	30,000	3,261,079	
19 扶 助 費				
20 貸 付 金	4,482		4,482	
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積 立 金	108		108	
25 寄 付 金	25,360		25,360	
26 公 課 費				
27 繰 出 金				
予 備 費				
計	6,782,915	30,000	6,812,915	
財 源 内 訳	国庫支出金	760,332		760,332
	地方債	525,000		525,000
	その他	156,335		156,335
	一般財源	5,341,248	30,000	5,371,248

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
7款 商工費	
3項 観光費	
1目 観光費	
負担金、補助 及び交付金	「名探偵コナン」鳥取ミステリーツアー実行委員会負担金
	30,000

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考			
							国庫補助金	起債	その他	一般財源				
8	土木費	4	港湾費	4	空港費	米子鬼太郎空港関係管理費	交通政策課	52,903	15,234	0	0	0	15,234	米子鬼太郎空港周辺駐車場の案内改善に向けた看板の設置・改修工事について、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため。(約180日間)
8	土木費	4	港湾費	4	空港費	鳥取空港滑走路等整備事業費	交通政策課	650,000	400,360	200,180	180,000	0	20,180	・滑走路端安全区域(RESA)整備について、関係機関(森林法などの管理者)との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため。(約180日間) ・航空灯火LED化について、部品の納期が想定以上に長くなることが判明し、年度内の工事完了が困難となったため。(約180日間)
輝く鳥取創造本部 合計					702,903	415,594	200,180	180,000	0	35,414				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和6年度 「いい旅！とっとり」誘客 促進事業	観光戦略課	12,000			令和7年度	12,000					12,000	
令和6年度 観光情報提供事業	観光戦略課	10,000			令和7年度	10,000					10,000	
令和6年度 とっとりリアル・ナビオン 誘客促進事業	観光戦略課	50,000			令和7年度	50,000					50,000	

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新する。 2 概要 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（現行 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）に更新する。 3 施行期日等 （1）施行期日は、令和7年1月1日とする。 （2）所要の経過措置を講ずる。 【参考】 <今回期間更新を行う法人の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・名 称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会 ・主たる事務所の所在地 鳥取市瓦町601 ・設 立 年 月 日 平成20年5月15日 ・過 去 の 指 定 期 間 令和2年1月1日から令和6年12月31日 ・事 業 内 容 自閉症児・者等の療育、余暇活動及び文化・芸術活動の推進・啓発、本人・家族及び関係者等に対する相談・情報提供事業、自閉症児・者等に対する就労支援及び生活支援、調査研究等の受託事業 等 <認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ>

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（寄附金税額控除） 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			（寄附金税額控除） 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>令和7年1月1日</u> から <u>令和11年12月31日まで</u>	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>令和2年1月1日</u> から <u>令和6年12月31日まで</u>
略			略		
5 略			5 略		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 旅券法施行令の一部が改正され、旅券の発給に係る事務処理方法が改められること等に鑑み、移譲事務を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 旅券法及び旅券法施行規則に基づく事務を処理する市町村等から倉吉市を削る。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、令和7年3月24日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	<u>倉吉市、</u> 境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(3) 略	境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(3) 略	<u>倉吉市、</u> 境港市及び日野郡の町
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に倉吉市が行った改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表2の2の項及び2の3の項に掲げる事務は、知事が行った事務とみなす。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 旅券法施行令の一部が改正され、一般旅券の発給に係る事務について手数料の額の標準が改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 一般旅券の発給に係る手数料の額(現行 2,000 円(旅券法第 20 条第 2 項の適用を受ける場合は、4,000 円))を次のとおり改める。 ア 電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合 1 件につき 1,900 円(旅券法第 20 条第 2 項の適用を受ける場合は、3,900 円) イ 書面による申請の場合 1 件につき 2,300 円(旅券法第 20 条第 2 項の適用を受ける場合は、4,300 円) (2) 施行期日等 ア 施行期日は、令和 7 年 3 月 24 日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により申請をする場合 1件につき1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円）</u></p> <p><u>イ その他の場合 1件につき2,300円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円）</u></p> <p>(5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 <u>1件につき2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）</u></p> <p>(5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる一般旅券の発給の申請について適用し、同日前に行われた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。